

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長 林 時彦

市町村名 (市町村コード)	丹波市 (28223)
地域名 (地域内農業集落名)	市島町下竹田 (樽井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・樽井区は40戸が農会に所属している。全く耕作していない農家19%、管理を依頼している農家51%、後継者がいない農家93%、農業経営をやめたい農家36%、縮小したい農家17%である。

・現在数件の地区内外農業者が区内の多くの農地を受託され、懸命に維持管理しているが、高齢化により今後維持管理を継続することが困難である。

・農業所得が少なく採算があわない状況であり、地域全体で持続的に農地を維持していく仕組みと担い手を確保する手立てを早急に検討する課題がある。

・10a以下の圃場が多く、大型機械を所有している近隣の農業者への作業委託も難しい。圃場整備事業の必要がある。

・高齢化や担い手不足により法面の草刈りが重労働になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【該当する項目に☑を記載】

- ☐ ①当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。
- ☒ ②当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。
- ☒ ③地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
- ☒ ④新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
- ☒ ⑤農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ☒ ⑥施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
- ☒ ⑦農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう必要な条件整備を実施する。
- ☐ ⑧農地の効率かつ総合的な利用を図るため貸借相談等を行う部署を設ける。
- ☒ ⑨多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止)
- ☐ ⑩その他()

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

【該当する項目に☑を記載】

- ☒ ①農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域のみと位置づける。
- ☐ ②上記、農地を農業上の利用が行われる区域と、林地周辺等にある農地は保全・林地化・放牧・鳥獣緩衝地帯等を行う区域とに位置づける。
- ☐ ③その他()

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針	
☒ ① 農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。 ☐ ② その他()	【該当する項目に☑を記載】
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
☒ ① 農地中間管理機構を活用して、担い手等の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。 ☐ ② その他()	【該当する項目に☑を記載】
(3) 基盤整備事業への取組方針	
☐ ① 地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。 ☒ ② 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を(16)年度までに実施する。 ☐ ③ 現在、基盤整備事業は考えていない。	【該当する項目に☑を記載】
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
☒ ① 関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。 ☐ ② 農地の貸し借り、斡旋等の相談から定着までを行う機能を構築する。 ☐ ③ その他()	【該当する項目に☑を記載】
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
☐ ① 水稻栽培に関しては設備投資を抑えるため、地区内の営農組織に依頼する。 ☐ ② 水稻以外の農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業者へ作業委託する。 ☒ ③ 遊休農地の発生を防止するため、作業遅れ等発生する場合は極力農業支援サービス事業者へ作業委託する。 ☒ ④ その他(遊休農地の発生を防止するため、所有者等の依頼により自治会組織の規定を活用し、草刈り作業等行っていく。)	【該当する項目に☑を記載】

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ① 鳥獣被害防止対策	☐ ② 有機・減農薬・減肥料	☒ ③ スマート農業	☐ ④ 畑地化・輸出等	☒ ⑤ 果樹等	
☐ ⑥ 燃料・資源作物等	☒ ⑦ 保全・管理等	☐ ⑧ 農業用施設	☐ ⑨ 耕畜連携等	☒ ⑩ その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防護電気柵が未設置のエリアは設置を推進し、獣害による被害の削減に取り組む。
 ③ スマート農法導入により、省力化や労働時間の削減に取り組む。
 ⑤ 圃場の特徴を生かした果樹等の栽培を進め、農地の維持管理に取り組む。
 ⑦ 自治会と多面的事業活動との連携を強化し、地域全体で農地保全に取り組む。
 ⑦ 耕作放棄地が発生しないよう、農業が維持できる新たな取組を考える。(集落営農組織の設立等)
 ⑩ 担い手のニーズを踏まえ圃場の汎用化、拡大化を検討する。